

議案第 73 号

仲裁の申請について

生駒市は、生駒総合病院後継病院設置事業に伴う土地等の対償に係る紛争に関し、下記のとおり土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の7第1項の規定による仲裁の申請をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 仲裁の申請をする相手方の住所及び氏名

橿原市大久保町302番1

奈良県国民健康保険団体連合会

理事長 安曾田 豊

2 申請の趣旨

(1) 起業地の対価の額は、更地としての不動産鑑定評価額金461,700,000円から起業地に存する建物等の解体撤去費用金203,700,000円を控除した金258,000,000円とする。

(2) 起業地に存する建物等に対する補償の必要性は認めない。

(3) 現状有姿の取引とする。

上記内容の仲裁判断を求める。

平成18年12月1日提出

生駒市長 山下 真